

平成 23 年 12 月 16 日

指定管理者の指定について  
(練馬区立大泉交通公園)

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立大泉交通公園の指定管理者をつきのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

アゴラ造園株式会社

(2) 所在地

東京都練馬区高松六丁目 2 番18号

(3) 代表者

代表取締役 高橋 一輔

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日（5年間）

4 選定の経過

平成23年4月22日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月20日 平成23年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月26日 企画提案書作成要項配布、説明（団体を特定して実施）

8月17日 企画提案書受付

8月18日 経営診断委託

9月6日 第2回指定管理者選定小委員会  
(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)

11月4日 平成23年度第2回指定管理者選定委員会  
(申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、大泉交通公園の特色を生かした利用者の立場に立ったサービスを提供し、施設管理運営も良好、適切に実施される等の理由により、アゴラ造園株式会社が、大泉交通公園を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

営業外収益および特別利益により利益を確保した結果、資金を潤沢に有している。

また、資金力も高く、借入金の返済能力については問題なく、経営の安全性は高いと判断した。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程が整備されている。情報公開規程が整備されている。

### (3) 団体運営における法令等の遵守状況

賃金規則および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。

また、理事会・役員会の構成が、親族等に偏らず適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

### (4) 運営実績

平成21年度から大泉交通公園の指定管理者の指定を受け、最終モニタリングの総合評価で、基本的に区が求める事項に応えていて、サービスの維持向上に向けた取組、法令遵守については良好、適切に実施されており、アンケート結果でも良い評価を得

ている。

#### (5) 効率的運営・効率化への取組

効率的な運営を図るため、職務に応じた雇用形態の職員を配置している。

また、施設維持管理は、「施設点検表」をもとにした巡回点検をし、修繕箇所の早期発見に努め、その結果を修繕計画に反映する。さらに、専門性が高い業務を実施する場合には法人本部職員を優先して充てることで、外注取引に係る間接費を省くという提案を行っている。

#### (6) 受託への熱意・意欲

「安心して遊べる公園」「誰もが交通ルールを学べる公園」「自然の息吹を感じられる公園」を柱として自社の専門性とノウハウを最大限活用し、大泉交通公園の利用者を増やし利用の促進を図ることを基本方針としている。

事業については、これまで実施してきた交通安全教室を継続するとともに、新規企画として、交通標識のスタンプラリーや手づくり信号機コーナーなど（仮称）サプライズデーを開催し、遊びながら交通安全に関する知識や体験が得られる事業の提案を行っている。

また、これまでの指定管理者期間において、地域情報の収集と園内掲示、ホームページでの情報発信、利用者の意見・要望を把握するためのサンキューレターボックスの設置、利用者の満足度を定期的に確認するためのアンケート調査の実施、交通公園のイメージに相応しい催事の実施など利用促進策として積極的に行っている。

#### (7) 施設管理の安全性への配慮

「子どもたちが安心してすごせる公園」を目指して、公園施設点検表に基づく巡回点検や定期点検の実施、緊急時対応手順書に基づく訓練の実施、緊急連絡体制表の掲示など安全性の配慮が実施されている。

#### (8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、現在のサービス水準の維持・向上、利用者ニーズへの対応、質の高いサービス提供について、現状をより良く改善するための様々な提案が具体的に示されている。

#### (9) 利用者への対応

利用者からの苦情を解決するための苦情処理手順書が整備されている。利用者に対する接遇マニュアルを作成し、接遇ルールの具体例を明文化して職員の遵守事項とし

ている。

また、人権に対する基礎知識を強化するための人権研修を実施する提案を行っている。

#### (10) 職員の育成

職務に応じた職員階層ごとの研修への参加や、外部機関が開催する研修への参加を行うなど、職員の質の向上に努めている。

#### (11) 団体の理念・姿勢

「お客様からの信用を第一に考える」「顧客満足の更なる向上を図るための技術の向上」という団体の経営理念が明文化されており、この経営理念を基にした提案を行っている。

#### (12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

当該団体は区内業者であり、物品の調達は区内業者を活用し、また、当該施設の従事職員は地域からの採用を行っている。

## 6 問い合わせ先

環境まちづくり事業本部土木部道路公園課管理係

電話 03-5984-1343

FAX 03-5984-1224

別表

指定管理者（アゴラ造園株式会社）の審査結果  
 (練馬区立大泉交通公園)

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 交通公園の設置目的を踏まえた具体的で独創的な提案の有無	10点	8点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 (4) 損害・賠償保険への加入 (5) 普通救命講習を受講した職員の配置の有無 (6) 事故対応のマニュアルの有無（救急車の手配、医療機関名簿等）	15点	12点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持と向上への取組提案 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
<b>9 利用者への対応</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	3点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等</b> (1) 区内事業者である。 (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	15点	12点
合 計	100点	78点